

体験活動推進スタッフ（子ども体験プランナー）養成事業 運用細則

1 目的

この運用細則は、体験活動推進スタッフ（子ども体験プランナー）養成事業実施要領（以下「要領」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

2 ディレクターが提出する必要書類

「体験活動推進スタッフ（子ども体験プランナー）養成事業」のディレクターは、公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）に対して以下の書類を提出する。なお、養成事業計画書提出後に生じた変更については、（3）の提出物に全て記載し、報告すること。

（1）養成事業計画書

…座学講座計画：養成事業参加者募集開始2週間前までに提出（様式第1号）

…実践研修計画：実践研修開始1か月前までに提出（様式第2号）

（2）プランナー登録希望者報告書（様式第3号）

…実践研修開始1週間前までに提出

（3）業務実績報告書（様式第4号）

…当該年度の3月29日までに提出

※ 養成事業講座を全て完了した者の一覧及び、講座（座学・実践研修）の様子並びに、成果や課題をまとめた報告書（様式任意）を添付すること。

3 講師及び実践研修先の企業・団体が提出する必要書類

（1）業務実績報告書（様式第4号）

…当該年度の3月29日までに提出

※ 実践研修において、補助員を必要とした場合は、補助員ごとに報告書を作成・提出すること。

4 養成費用等

（1）養成費用

ディレクターに対して県民会議が支払う費用は別表1、講師、実践研修先の企業・団体に対して県民会議が支払う費用は別表2のとおりとする。

（2）支払い

県民会議は、前条に定める業務報告書の内容を確認の上、ディレクター及び、講師、実践研修先の企業・団体に対して、予算の範囲内で、前項に定める派遣費用を支払うものとする。なお、打ち合わせ等で移動した際の旅費については精算払いとする。

附 則

この細則は、令和5年11月13日から実施する。

この細則は、令和6年1月19日から実施する。

(別表1) 謝金、旅費 (第4関係)

種類	金額
養成講座企画費	10万円
養成講座及び実践研修実施日に対応した場合の謝金 (1回あたり)	
①半日以内(4時間未満)	①5千円/回
②1日(4時間以上)	②1万円/回
養成講座が最後まで完結した場合の謝金	10万円
旅費	実費相当額
需用費(周知広報費等)	実費相当額(但し、経費計上を希望する際は、対象となるか事前に県民会議に打診し、請求時に領収書を添付すること)
使用料、賃借料(会場使用料等)	

上記の合計金額は50万円を上限とする。

※ 養成講座企画費については、座学講座計画書が県民会議に提出された後、すみやかにディレクターに支払うこととする。

(別表2) 謝金、旅費 (第4関係)

種類	金額
養成講座及び実践研修実施日に対応した場合の謝金 (1回あたり)	
① 半日以内(4時間未満)	①5千円/回
② 1日(4時間以上)	②1万円/回
※ ディレクターに協力し、養成講座の企画や参加者募集を行った際も活動実績に応じて、上記謝金を支払うこととする。	
※ 実践研修の受入に当たっては、補助員を1名まで含むことができる	
旅費	実費相当額
需用費(周知広報費等)	実費相当額(但し、経費計上を希望する際は、対象となるか事前に県民会議に打診し、請求時に領収書を添付すること)
使用料、賃借料(会場使用料等)	